

多田八幡別宮と乃身莊^のみ



加賀国八幡別宮の由緒をもつ多太神社の社頭景観(小松市 上本折町)

小松市上本折町の多太神社は、鎌倉期には「能美の八幡^{はちまん}」とも称され、加賀国の有力八社の内にかぞえられていた。鎌倉末期の永仁二年(一二九四)九

月十七日、橘成政は、加賀国八幡宮神主職並びに同敷地などを、父の埴田介成清と母の妙蓮尼から譲渡されており、神主職に社領の乃身莊^の、敷地には米丸名^{まるみ}が付随していた。



国指定重要文化財『白山縁起』国八社の部分(白山市 白山比咩神社所蔵)

加賀国八幡宮は、石清水八幡宮が諸国に分霊を祀った、「八幡別宮^{べっくう}」の内の社で、石清水八幡宮と八幡別宮の間には本末関係が成立し、平安末期の保元三年(一一五八)頃は、一八か国三五社が知られ、鎌倉期になると六〇余社に及んでいた。

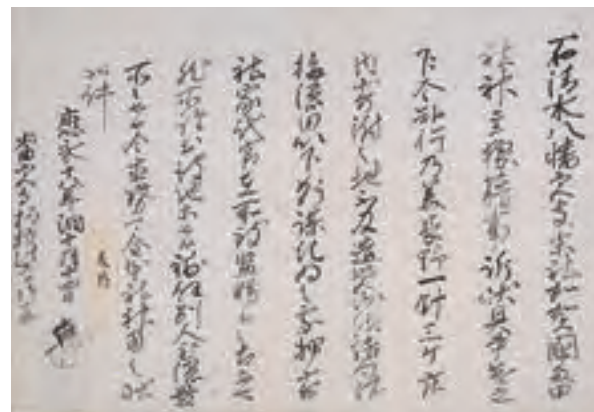
乃身莊は、加賀の八幡別宮が領家で、文永六年(一二六九)三月、先に殺害された暹覺^{せんかく}の後家(平氏女)が、夫に代わって惣公文職に補任されていた。

しかし翌七年には、多年にわたり鎌倉に赴いていた暹覺の訴訟費用の借財を精算するため、後家が惣公文職と田畠を、弥里氏^{やさと}に銭一二〇貫文で売却した。

弘安元年(一二七八)八月になると、埴田介成清が惣公文職に補任され、南北朝初期の建武二年(二三三五)には、



建武3年(1336)6月6日付「吉良省観地頭職寄進状」(京都府八幡市 石清水八幡宮所蔵)



応永18年(1411)閏10月14日付「足利義持御判御教書」(京都府八幡市 石清水八幡宮所蔵)

神主が石清水八幡宮の造営に協

力している。

狼藉停止を沙汰

している。

義持が、石清水

八幡宮の末社で

あった在地の加

賀国多田社(八

幡別宮)神主の

狼藉停止を沙汰

している。

にした。

清水八幡宮に、直務支配をさせること

にした。

力せず、隠田を抱え込んでいたため、

同宮の社家方代官が、それを摘発した

ところ、神主等が代官の在所へ押し寄

せ、濫妨に及んだものであった。その

ため幕府は、神主の知行分である乃

美・長野・一針三荘(能美三个荘)内

の寄進地を没収して別人に与え、隠田

については、神主の狼藉を訴え出た石

清水八幡宮に、直務支配をさせること

にした。

(東四柳史明)

吉良省観(貞義)が後醍醐天皇から恩賞として、乃身(能美)荘の地頭職を与えられたが、翌三年六月、省観は同職を石清水八幡宮に寄進した。このとき同荘の惣公文は八幡尚成であった。ついで南北朝前期の観応二年(一二三二)六月には、橘成秀が介二郎(実名不詳)に、所領の能美郡多田八幡別宮領乃身荘(小松市能美町付近)の敷地等を譲渡している。

橘姓の埴田介は、本領の地名ブラ



多田八幡別宮の本社である石清水八幡宮の社頭景観(京都府八幡市)